#### 市内公園等における移動販売車(キッチンカー)事業実施要項

#### 1 事業の目的

市立公園等の利用促進・魅力向上を図る為。

## 2 募集概要

公園緑地等における移動販売車として、各公園で原則1日2台程度募集する。応募する際は、市立 公園等の利用状況等を把握するためにも、事前に現地の下見をすること。

#### (1) 出店場所

- · 梶野公園 (小金井市梶野町五丁目10番)
- ※園内出店場所は出入口付近(詳しくは許可後園内案内図による)
  - 1日あたりの来園件数:320人程度(トイレ利用者・通行人含む)
- ・栗山公園(小金井市中町二丁目21番)
- ※園内出店場所は花壇前またはセンター前(詳しくは許可後園内案内図による)
  - 1日あたりの来園件数:1,800人程度(トイレ利用者・通行人含む)
- ・梶野公園と栗山公園以外でも、車両の園内への乗り入れ及び走行、出店が安全に行える公園緑地等については、事前相談とする。その場合、車両台数及び出店日時・場所も事前調整とする。
- (2) 指定する用途

公園便益施設(都市公園法第2条第2項第7項)の売店及び飲食店等としての移動販売車(販売営業車又は調理営業車)。

(3) 販売品目

酒類を除く飲食物(自動車関係の営業(調理営業・販売業)で保健所より許可を得ているもの)。

(4) 営業可能の期間

管理者による日程調整後の許可書添付による出店許可日。 その他、管理者の指示による期間は出店できない。

(5) 営業可能の時間

午前9時から午後5時30分まで(午前8時30分から入園可能。片付け後、午後6時までに園内から退出する。)

(6) 出店に際しての料金

1 mにつき1日、21円とする。原則1台あたり10mとし、1日あたり210円を管理者に支払う。

## 3 応募者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)に該当する者でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号) 第8条第2 項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はそ の構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれら

の協力者でないこと。

- (4)飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可 (調理営業又は販売業若しくはその両方。東京都内の許可)を有するもの。
- (5) 移動販売車は出店者が所有権を持っているものに限り、レンタル車での出店はできない。ただし、 リース車で出店する場合は、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能である (使用者及び名義が、法人と法人に雇用されている個人の関係の場合は同一とみなす。)。

# 4 許可条件等

(1) 許可方法

都市公園法第5条第2項第2号に基づく公園施設の設置許可とする。

(2) 許可対象

1公園につき原則2台程度(団体等で複数車両を有する場合、出店車両の変更を可とするが、出店 車両の営業許可証などは事前に提出すること。また、販売品目も、事前に申請することにより変更 を可能とする。なお、梶野公園及び栗山公園以外の公園等は事前調整を行うこと)

- (3) 許可期間
  - 「2 募集概要」の営業可能期間及び時間
- (4) 許可対象面積

約10㎡ (指定する区画内のみとし、大型車両等は許可しない)

- (5)市や管理者の事業に協力すること。
- (6)市や管理者が実施するアンケート(利用者の声や売り上げ等)に協力すること。
- (7)管理者ホームページに出店予定日を公表するため、毎月の予定を提出すること。
- (8) ごみの処理
  - ア 出店者は、必ずごみ箱を移動販売車の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分すること。
  - イ 出店者は、移動販売車及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。
  - ウ 公園管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は出店 者側で処分すること。
  - エ 園内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする。
- (9) その他事項
  - ア 雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合、または、極端に営業時間が短くなる場合は、 管理者へメール等で連絡すること。
  - イ 園内への車両の出入り及び園内車両走行の際は、公園利用者の安全を最優先とし、ハザードランプを点灯させ、速度 5 k m / h 以下で走行すること。
  - ウ 園内の指定された場所以外に駐車しないこと。
  - エ 園内の電気、水道の利用は許可しないので、出店者が用意すること。
  - オ 出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。
  - カ 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等 については、その内容を管理者に報告すること。

- キ 出店中は近隣の迷惑になるような過度の音量によるBGM等の使用はしないこと。
- ク 管理者は申請に虚偽があった場合や上記許可条件を守らない場合は、出店許可を取り消すことが できる。
- ケ 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- コ 食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。
- サ 出店者は、賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が 一切の賠償の責を負うこと。
- シ 本要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ス 出店者は1か月ごとに「小金井市立公園行為許可申請書」を提出し、管理者から指定された口座に振り込むもしくは管理事務所にて支払い、「小金井市立公園行為許可書」をもって出店許可が成立するものとする。
- セ アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で消費者への 配慮を行うこと(正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの 有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等)。
- ソ 新型コロナウイルス等感染症対策を実施し、衛生管理を徹底すること。
- タ その他不明な点については、管理者と協議すること。

# 5 選定方法

- (1) 出店希望日が重複した場合は市内事業者を優先とする。それ以外の選定方法は抽選とする。
- (2) 出店希望日時、場所を管理者に申請する。

# 6 提出資料

(1) 提出資料:

初めて出店希望の場合	2回目以降
・出店登録申請書 (様式1)	・キッチンカー出店希望日程表
・事業概要書(様式問わず・法人は会社案内でも可能)	・小金井市立公園行為申請書
・営業許可書の写し (東京都内の保健所が発行したもの)	
・食品衛生責任者の写し	
・生産物賠償責任保険(PL 保険)の証明書の写し	
・車検証の写し	
・キッチンカー出店希望日程表	
・小金井市立公園行為申請書	
・運転免許証の写し	

- (2) 1事業者1申請とする(複数公園での出店希望は可)。
- (3) 提出方法:電子メール又は持参(滄浪泉園管理事務所)
- (4) 提出 先・問合せ先: 小金井市立公園等・環境楽習館 指定管理者 株式会社日比谷アメニス 電話 042(385)2644

【メール】info@koganei-parks.jp

【持参】〒184-0014 小金井市貫井南町3-2-28 滄浪泉園管理事務所